

平成 15 年 8 月 21 日

各 位

会 社 名 アサヒビール株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 池田 弘一
(コード番号 2502 東証・大証各第 1 部)
問 合 せ 先 広報部長 古田土 俊男
(T E L . 03-5608-5126)

株式の売出しに関するお知らせ

平成 15 年 8 月 21 日開催の当社取締役会において、当社株式の売出しに関し、下記の通り決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式売出し(引受人の買取引受による売出し)

- | | | |
|---|--|--|
| (1) 売出株式数 | 当社普通株式 | 11,500,000株 |
| (2) 売出人及び
売出株式数 | 第一生命保険相互会社
旭化成株式会社
農林中央金庫
UFJ信託銀行株式会社 | 5,000,000株
3,500,000株
2,000,000株
1,000,000株 |
| (3) 売出価格 | 未定(平成15年9月5日(金)から平成15年9月10日(水)までのいずれかの日に決定されます。) | |
| (4) 売出方法 | 野村證券株式会社、大和証券エスエムピーシー株式会社、日興シティグループ証券会社及び新光証券株式会社に全株式を買取引受けさせたうえで売出します。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とします。 | |
| (5) 申込期間 | 売出価格決定日の翌営業日から売出価格決定日の3営業日後までを予定しています。 | |
| (6) 受渡期日 | 売出価格決定日の7営業日後を予定しています。 | |
| (7) 申込証拠金 | 1株につき売出価格と同一金額とします。 | |
| (8) 申込株数単位 | 100株 | |
| (9) 前記各号については、平成15年8月21日に証券取引法による有価証券通知書を提出
しています。 | | |
| (10) 上記の売出価格、その他この株式売出しに必要な事項の決定については、代表取締役社長に一任します。 | | |

ご注意：この文書は、当社の株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）

オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による売出しに際し、その需要状況を勘案の上、野村證券株式会社が当社株主である株式会社三井住友銀行から借入れる当社普通株式（借入れ株式）を対象とする売出しであります。これに関連して、野村證券株式会社は、1,000,000株を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利（グリーンシューオプション）を上記株主から付与される予定であります。グリーンシューオプションの行使期間は、下記受渡期日から平成15年9月26日（金）までであります。また、野村證券株式会社は、下記申込期間の終了する日の翌日から平成15年9月22日（月）までの間（シンジケートカバー取引期間）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限（上限株数）とする当社普通株式の買付け（シンジケートカバー取引）を行うことがあります。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又は上限株数に至らない株数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

- (1) 売出株式数 当社普通株式 上限1,000,000株
なお、株式数は上限を示しており、売出価格決定日に、引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案の上、決定されます。
- (2) 売出人 野村證券株式会社
- (3) 売出価格 未定（売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とします。）
- (4) 売出方法 引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案し、野村證券株式会社が当社株主より借入れる当社普通株式を自ら売出すものとします。
- (5) 申込期間 引受人の買取引受による売出しの申込期間と同一とします。
- (6) 受渡期日 引受人の買取引受による売出しの受渡期日と同一とします。
- (7) 申込証拠金 引受人の買取引受による売出しの申込証拠金と同一とします。
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 前記各号については、平成15年8月21日に証券取引法による有価証券通知書を提出しています。
- (10) 上記の売出価格、その他この株式売出しに必要な事項の決定については、代表取締役社長に一任します。

ご注意：この文書は、当社の株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

[ご参考]

【売出しの目的】

今般、上記株式売出しを実施することといたしましたのは、当社株式の分布状況の改善と流動性の向上を図ること及び個人株主を増やしていくことで、より多くの方々にアサヒビールをご理解・ご支援いただくことを目的としています。

【単元株式数の変更】

平成15年8月7日開催の当社取締役会において、平成15年9月1日をもって1単元の株式の数を1,000株から100株に変更することを決議いたしました。

【株主優待制度の新設】

平成15年8月21日開催の当社取締役会において、株主優待制度の新設について下記の通り決議いたしました。

(1) 対象株主

毎年12月31日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載された一単元(100株)以上保有の株主様を対象とします。

(2) 優待内容

各株主様の保有株式数に応じて下記基準に則り、株主様限定のアサヒビールオリジナル製品や当社グループ製品など数種類の中から、株主様のお好みの優待品を選択していただき、それを贈呈いたします。

保有株式数	優待内容
100株以上1,000株未満	1,000円相当製品
1,000株以上	2,500円相当製品

(3) 贈呈時期

毎年5月から6月の贈呈を予定しております。

(4) 実施開始時期

平成15年12月31日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載された株主様から実施いたします。

以上

ご注意：この文書は、当社の株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。